

# 朝霞浄水場・三園浄水場常用発電設備等整備事業

## 審査結果

平成13年5月

東京都水道局朝霞浄水場・三園浄水場  
常用発電設備等整備事業提案審査委員会

## 目 次

1	はじめに .....	1 頁
2	審査委員 .....	1 頁
3	審査の経過 .....	1 頁
4	審査結果 .....	2 頁
5	講評 .....	5 頁

## 1 はじめに

東京都水道局朝霞浄水場・三園浄水場常用発電設備等整備事業提案審査委員会（以下「委員会」という。）では、朝霞浄水場・三園浄水場常用発電設備等整備事業事業者公開募集における応募者から提出された提案について、朝霞浄水場・三園浄水場常用発電設備等整備事業審査基準（以下「審査基準」という。）に基づいて審査を行い、このたび、優先交渉権者及び次順位者を選出いたしましたので、ここにその結果を報告いたします。

## 2 審査委員

審査委員長	大垣 眞一郎	東京大学大学院工学系研究科教授
審査委員	柏木 孝夫	東京農工大学大学院教授
	原 早苗	前消費科学連合会企画委員
	前田 博	三井安田法律事務所弁護士
	山内 弘隆	一橋大学大学院商学研究科教授
	松田 奉康	東京都水道局技監

## 3 審査の経過

日 程	委員会の経過	事業の経過
平成12年11月 1日		本事業の実施に関する方針
11月28日	第1回委員会 (委員長の選出及び本事業の説明)	
12月 4日	第2回委員会 (審査の基本事項の検討)	
12月 7日	第3回委員会 (現地視察)	
12月18日	第4回委員会 (審査の基本事項の検討)	
平成13年 1月10日	第5回委員会 (審査の基本事項のまとめ)	
1月18日		特定事業の選定
1月23日 ~ 1月25日		事業者公開募集要項の配布
1月29日 ~ 1月31日		応募者事前登録
2月16日	第6回委員会 (事前登録申請者に対する資格審査及び審査基準の検討)	
2月20日		事前登録申請者に対する資格審査結果通知

(前頁より続く)

平成13年 2月23日		現場説明会
3月 2日	第7回委員会 (審査基準のまとめ)	
3月 8日		審査基準及び条件規定書の配布
4月23日	第8回委員会 (審査結果の公表の検討)	
5月 8日 ~ 5月10日		提案書等受付
5月29日	第9回委員会 (提案書等の審査並びに優先交渉権者及び次順位者の選出)	

#### 4 審査結果

##### (1) 応募者事前登録を申請した者に対する資格審査

平成13年1月29日から31日までの間、応募者事前登録の受付を行い、30社が資格審査書類一式を提出した。

その後、2月16日の第6回委員会において、各事前登録申請者からの資格審査書類一式について、応募者又はグループの代表者となるための資格を審査した。

この結果、すべての申請者がこの審査を通過した。

##### (2) 提案書等の審査

平成13年5月8日から10日までの間、提案書等の受付を行い、次の表に掲げる6グループ及び1社の全7応募者が提案書その他の必要書類を提出した。

応募企業(代表者)	応募形態	グループ参加企業
伊藤忠商事株式会社	グループ	大成建設株式会社 株式会社タクマ 前澤工業株式会社 株式会社明電舎
電源開発株式会社	グループ	川崎重工業株式会社 清水建設株式会社
東京電力株式会社	グループ	三菱商事株式会社
株式会社東芝	グループ	株式会社荏原製作所 戸田建設株式会社
株式会社日立製作所	単 独	
富士電機株式会社	グループ	石川島播磨重工業株式会社 月島機械株式会社
三菱電機株式会社	グループ	鹿島建設株式会社 マッコーリージャパン株式会社 三菱電機プラントエンジニアリング株式会社

(50音順)

その後、5月29日の第9回委員会において、次のアからオまでの審査を行った。

ア 資格審査

各応募者から提出された資格審査書類、提案書提出届、技術提案書、事業計画提案書A（経費の計算書）及び事業計画提案書B（経費を指数化した計算書等）について、審査基準に掲げる次の条件を満たしているかを審査した。

(ア) 事業者公開募集要項（以下「募集要項」という。）等に定める応募者の資格を満たしていること。

(イ) 応募に必要な書類をすべて提出していること。

この結果、すべての応募者がこれらの条件を満たしていることが確認されたことから、この審査を通過した。

イ 条件審査

アの資格審査を通過した応募者の提案書について、審査の公平性を期すため、この審査以降、各応募者名を順不同に「A」「B」「C」「D」「E」「F」「G」と記号化した上で審査を行った。

ここでは、AからGまでの応募者から提出された技術提案書及び事業計画提案書Bについて、審査基準に掲げる次の条件を満たしているかを審査した。

(ア) 募集要項等に示す条件を満たしていること。

(イ) 提案内容に現実性があること。

(ウ) 提出書類間で数値の整合性があること。

(エ) 環境対策（一次エネルギー削減量、窒素酸化物削減量及び二酸化炭素削減量）が従来システムと同水準以上であること。

(オ) 発生土の有効利用事業における単年度経常利益が赤字となっていないこと。

この結果、すべての応募者が、これらの条件を満たした提案を行っていることが確認されたことから、この審査を通過した。

ウ 定量的審査

イの条件審査を通過したAからGまでの応募者から提出された技術提案書及び事業計画提案書Bについて、審査基準に掲げる次の表の項目について審査を行い、次の表に掲げる点数を付与した。

項 目		配点	A	B	C	D	E	F	G
技術	常用発電設備 ・ 総合システム効率 ・ 一次エネルギー削減量 ・ 窒素酸化物削減量 ・ 二酸化炭素削減量	55	37.7	48.0	38.2	30.8	41.1	46.4	50.8
	次亜塩素酸ナトリウム 製造設備 ・ 有効塩素濃度	10	10.0	10.0	10.0	0.5	10.0	10.0	10.0
	発生土有効利用 ・ 平均年間有効利用量	10	3.5	10.0	0.8	0.5	10.0	0.0	10.0
	技術計画全体 ・ 事故時及び震災時対策 ・ 管理計画	10	2.5	0.0	0.0	2.5	2.5	0.0	0.0

(前頁より続く)

事業計画	常用発電事業の実績	5	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
	事業計画の考え方	5	2.5	2.5	2.5	0.0	2.5	0.0	2.5
その他有益な提案の評価		5	1.0	0.0	1.0	0.0	0.0	1.0	1.0
合計		100	62.2	75.5	57.5	39.3	71.1	62.4	79.3

この結果、点数の合計が上位であるA、B、E、F及びGの5応募者を以後の審査の対象者として選出した。

#### エ 条件審査

ウの定量的審査を通過したA、B、E、F及びGの応募者から提出された事業計画提案書Aについて、審査基準に掲げる次の条件を満たしているかを審査した。

- (ア) 提出書類間で数値の整合性があること。
- (イ) 技術提案書で記載した内容と事業計画提案とが整合していること。
- (ウ) 事業経費の積算根拠に現実性があること。

この結果、これらの条件を満たした提案を行っていることが確認されたA、B、E及びFの応募者がこの審査を通過した。

なお、Gの応募者は、(ア)の条件を満たしていない提案を行っていたため、失格となった。

#### オ 価格審査

エの条件審査を通過したA、B、E及びFの応募者について、提出された「事業経費積算書」に記入された水道局の事業経費（現在価値への割引後の金額）は、次の表に掲げるとおりであった。

都が直接実施する場合	A	B	E	F
412億1千万円	409億円	369億2千万円	385億2千万円	419億8千万円

この結果、水道局の財政負担の縮減を達成している提案を行ったA、B及びEの応募者のうち、水道局の事業経費が最小となる提案を行ったBの応募者である株式会社日立製作所を優先交渉権者として選出した。また、水道局の事業経費が二番目に小さい提案を行ったEの応募者である東京電力株式会社を代表者とするグループを次順位者として選出した。

優先交渉権者	B	株式会社日立製作所
次順位者	E	東京電力株式会社（代表者）、三菱商事株式会社

なお、事業期間（20年間）の総事業経費については、都が直接実施する場合の金額は607億3千万円、優先交渉権者となった株式会社日立製作所が提案した金額は539億4千万円であった。

## 5 講評

本事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」、いわゆる P F I 法に基づき実施されるものであります。事業の内容としては、常用発電設備の設置及び運営、次亜塩素酸ナトリウム製造設備の設置及び運営というサービス購入型の P F I 事業と、浄水場発生土の有効利用という独立採算型の P F I 事業を一体の事業として行うものであり、金町の P F I モデル事業をさらに発展させた形態であるといえます。

本 P F I 事業を実施する事業者を選出するに当たっては、何よりも競争性、透明性及び公平性の確保が必要でありました。本事業の実施に関する方針の公表後、審査基準の検討及び提案の審査について長期にわたり検討を重ね、このたび、優先交渉権者の選出に至りました。

応募のあった7つの提案のうち、株式会社日立製作所より提出された提案は、民間事業者ならではのノウハウや経営能力等が遺憾なく発揮され、本 P F I 事業の目的である震災対策、環境への配慮及び信頼性と安全性の向上に寄与するものでありました。また、全提案中最も水道局の財政負担が縮減されるものであり、これらの点が評価され、本提案審査委員会においては優先交渉権者として選出いたしました。

また、東京電力株式会社を代表者とするグループの提案は、全提案中2番目に水道局の財政負担が縮減される等の点から、この応募者を次順位者として選出いたしました。

東京都水道局朝霞浄水場・三園浄水場常用発電設備等整備事業提案審査委員会  
審査委員長 大垣 眞一郎